

## 持分なし医療法人へ移行のメリット・デメリット

平成 26 年 10 月 1 日より、持分なし医療法人への移行計画の認定制度が開始となります。

移行する場合は H29 年 9 月 30 日までに厚生省より認定を受け、認定の日から 3 年以内に持分なしに移行することとなります。移行後、持分ありには戻れないので慎重に検討が必要です。

移行についてのメリット、デメリットをまとめましたので参考にしてください。

	メリット	デメリット
① 出資持分について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出資持分について相続税が課されなくなる。</li> <li>● 出資者から払戻請求を受けることがなくなる。</li> <li>● 出資持分についての不安がなくなり、非営利性の徹底と医療の安定的な継続を図れる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出資持分払戻請求権がなくなるため、剰余金があっても、退社時、譲渡時に請求できない。</li> <li>● 残余財産分配請求権がなくなるため、解散時の残余財産は、国等に帰属してしまう。</li> <li>● 持分がリーダーシップの源泉という考えに立てば、リーダーシップが低下する恐れがある。</li> </ul>
② 移行要件について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>移行要件の中にある、役員等の同族要件に社員は含まれないので、今後も親族社員のままで社員総会運営が可能。</u></li> <li>● 移行要件はクリアできそうにないが、出資金評価が低い時など、医療法人が贈与税を払って移行することも選択肢の 1 つ。 (上記 2 点はデメリットではないという内容)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 理事など役員は親族等割合が 3 分の 1 以下のため、理事会運営が不安定となる可能性がある。</li> <li>● 移行に際し、相続税または贈与税の負担が不当に減少する結果となる場合は、医療法人を個人とみなして贈与税課税される。 (相続税法第 66 条 4 項、移行要件のハードルは高い。移行マニュアル P108、109 参照) <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/isyoku/isyokeiei/dl/houkokusho_shusshi_07.pdf">http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/isyoku/isyokeiei/dl/houkokusho_shusshi_07.pdf</a></li> </ul>
③ 法人税について	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 法人市県民税均等割額が最低額の 7.1 万（岡山県及び岡山市の場合）で済む。</li> <li>● 持分ありの時に出資金 1 億超だった場合は、移行により、中小法人の各種優遇税制など適用できるものが出てくる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出資金がなくなるので、寄附金の損金算入限度額が下がる。</li> </ul>
④ その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 可能であれば、税率等が優遇されている特定医療法人（年間所得 800 万超の法人税率 19%で有利）、社会医療法人（収益事業のみ課税）まで移行する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定医療法人、社会医療法人へと移行するためには更に様々な条件をクリアしなければならない。</li> <li>● 持分なしになれば、今まで持分を生前贈与し、贈与税を払って節税対策してきたことの効果はなくなってしまう。</li> <li>● 持分ありと持分なしが合併する場合、持分ありも持分なしに変更となる。 (持分あり同士の合併は、持分ありのままでも存続可)</li> </ul>

持分あり医療法人は、当分の間存続すると思われませんが、今後の動向については未定です。「持分の定めのない医療法人への移行に係る質疑応答集（Q&A）について」が厚生労働省より公表されています。（以下のアドレス）基金拋出型法人のことについても載っています。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000035432.pdf>